

日本共産党

高槻市会議員団

市政資料

発行/
日本共産党
高槻市会議員団
高槻桃園町2-1
電話
072-674-7230
FAX
072-674-3202

中村れい子
☎685-6686
宮本雄一郎
☎695-1900
きよた純子
☎676-5068
出町ゆかり
☎655-8513

大阪北部地震

被害は広がり、住宅被害は深刻

6月18日の地震に続き、6月終わりから7月はじめにかけて、豪雨や台風の被害がありました。被災されたみなさまにお見舞いを申し上げます。

市内の被害状況は8月2日現在で、罹災証明発行件数は1万5834件（全壊8件、半壊153件、一部損壊1万5673件）です。1次調査の判定が、2次調査

で変わることもあります。2次調査の受付件数は234件。実施された2次調査の変更なしは52件、一部損壊↓半壊29件、一部損壊↓全壊5件が変更されています。1次調査の判定に不服がある場合は、2次調査を依頼することが大切です。

被災者支援策の改善を求め

日本共産党市会議員団は、6月18日の震災から、住民の皆さんの要望を聞き、国や府、市への要望をしてきました。

高槻市内にはまだブルーシートのかかった住宅が多数あり、住宅の修復には工事業業者の不足、資金的な問題で見通しが立たない人もおられます。支援の充実が求められています。

損壊住宅を耐震改修する場合

高槻市と府の負担を国がさらに半分負担

地震で耐震機能が下がり、改修が必要な場合、高槻市と大阪府の負担について約半分を国が年度末に追加負担します。それによって耐震改修枠を増やすことが可能になります。

	現在	年度末
国	27万5千円	約5万円を国が負担増
府	10万円	8万7500円を国が負担増
市	17万5千円	

高槻市に3回目の要望をしました その項目をお知らせします。

- 1、屋根に残っている被災瓦を災害ごみとして認めること
- 2、耐震化工事の条件緩和と、普及すること
- 3、ブロック塀の撤去・解体への補助は私道でも認めること。
- 4、地割れがしている南平台への対応策を検討すること。
- 5、転居をしなければいけない人に、転居費用の補助をすること
- 6、小・中学校の体育館へエアコン設置

政府交渉

7月、日本共産党国会議員団や府会・市会議員団は複数回東京に向き、災害対策について政府と交渉しました。その中で前進があったものを掲載します。

被災瓦は処理費用の90%を国負担、高槻市は原則10%の負担

環境省と交渉し「屋根に残った瓦が震災によるもの」と高槻市が認めれば、市の処理費用の約90パーセントを国が負担することを確認しました。その結果、住宅改修の住民負担が減ります。

通学路のブロック塀撤去

国が市負担の半分を負担

通学路のブロック塀撤去は、国交省で2分の1が補助されます。

しかし、学校のブロック塀については今後の課題です。

災害以外の要望

市民の暮らしにかかわる
要望届ける

大阪の地方議員と国会議員団で7月25日、政府交渉を行い、高槻市会議員団も出席しました。

国民健康保険の都道府県化については、大阪府は6年間の激変緩和期間はもうけるものの、市町村独自の財政支援を解消させ、国保料と減免制度を「府内一本化」する計画です。大阪府はそれに従わない市町村に「ペナルティー」を科すことも示しており、全国でも例のない異常な運用だと、政府に訴えました。大阪府への適切な指導と国の考え方を市町村に正しく伝えるために「国の考えを文書で示して欲しい」と要望。厚生労働省は「しっかり承り検討します」と答えました。

また、記録的な猛暑が続く中、避難所にもなる公立小中学校の体育館に国の責任でエアコンを設置することなどを求めました。さらに、生活保護受給者へのエアコン設置についても一時扶助の適応を求めました。詳しくは下段にて掲載します。

2017年度政務活動費の報告

政務活動費のインターネット公開が実現

昨年度分の政務活動費をインターネット公開します。開かれた議会にしていくためにも大切なことです。市の議会事務局では全会派、全議員の政務活動費を公開するための準備がすすめられています。公開の時期は秋頃の予定です。

収入 (単位:円)

費用	金額
会派共用費	3,360,000
預金利子	8
合計	3,360,008

支出 (単位:円)

費用	金額	主たる支出の内容
研修会・会議費	0	
資料購入及び作成費	638,546	書籍、新聞購読料、市政資料印刷代など
広報費	898,855	市政報告
使用料及び借上料	329,017	印刷機リース料、保守契約料など
通信運搬費	12,020	電話通信費
旅費及び交通費	146,180	会派視察
事務雑費	5,010	印刷用紙代、ファックスリボン代
合計	2,029,628	

残額 1,330,380 円 ※残額は全額、市に返還しました。

生活保護

エアコン購入費の支給を

厚生労働省は6月27日に、熱中症対策のため、今年4月から生活保護受給を開始した世帯のうち、自宅にエアコンがなく高齢者や子どもなどの「熱中症予防が必要とされる人」がいる場合は、一定の要件を満たせば5万円を上限にエアコンの購入費用の支給を認めることを決めました。

生活保護受給世帯は原則、日用家電を自力で調達しなければいけません。しかし、それでは最低限の暮らしを下回ります。しかも、安倍政権のもとで生活扶助費は2013年、今年と2回で総額1100億円の引き下げ、住宅扶助基準の引き下げ、冬季加算の削減など、生活保護費の連続削減があり、生活は厳しくなっています。このままでは従来の生活保護利用者に今回の対策は適用されません。

命にもかかわる放置できない問題です。すべての生活保護受給者がエアコン設置ができるように購入費を支給することが必要です。

7月28日夜間から29日早朝にかけての
台風12号に伴う学校施設の主な被害状況

主な被害内容と場所

- 仮設フェンス（ブロック塀撤去後に設置）の倒れ・傾き
 - 赤大路小学校、富田小学校、檉田小学校、桃園小学校、松原小学校、南平台小学校、第三中学校
- 屋根の一部破損
 - 阿武野小学校（体育倉庫、給食棟）
 - 南大冠小学校（給食棟）
- 門扉の倒れ
 - 松原小学校（東門）



9月議会日程

9月6日(木)	本会議／
10日(月)	本会議／質疑
12日(水)	文教市民委員会 福祉企業委員会
13日(木)	都市環境委員会 総務消防委員会
25日(水)	本会議／採決、 一般質問
26日(木)	本会議／一般質問

ぜひ傍聴をお願いします
※いずれも午前10時開会です。